

「重要な契約」に関する開示府令の改正と実務対応上のポイント

企業法務ニュースレター

2024年5月22日号

執筆者:

[安井 桂大](#)k.yasui@nishimura.com[西原 彰美](#)a.nishihara@nishimura.com

I はじめに

1. 改正の経緯

2023年12月22日、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布され、2024年4月1日より施行されました。これと併せて、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」（以下「開示ガイドライン」といいます。）の改正（以下改正と併せて「本改正」といいます。）も行われています¹。

本改正は、2022年6月13日に公表された金融審議会「[ディスクロージャーワーキング・グループ](#)」報告（以下「DWG報告」といいます。）の提言を踏まえたものです。

本改正では、施行日（2024年4月1日）以前に締結済みの契約についても本改正に基づく開示の要否及びその内容を検討する必要があるものとされており、実務への影響は大きいと思われる。本ニュースレターでは、本改正の主な改正内容を紹介しつつ、実務対応上重要と考えられるポイントを解説します²。

なお、本改正の後、令和5年金融商品取引法等の改正（四半期報告書の廃止）に係る政令・内閣府令等の改正において、2024年3月27日に「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が公布、同年4月1日に施行されており、開示ガイドラインも併せて改正されています（以下2024年3月27日公表分の改正と併せて「本追加改正」といいます。）³。本ニュースレターでは、本追加改正のうち「重要な契約」に関する改正部分についてもご紹介します。

2. 改正の概要と適用開始時期

(1) 改正の概要

本改正では、①企業・株主間のガバナンスに関する合意、②企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意、③財務上の特約という3つの類型について、下記のとおり有価証券報告書等において「重要な契約等」として開示すべき内容を明確化しています。加えて、本改正及び本追加改正により、上記①～

¹ 本改正の詳細については、金融庁「[『企業内容等の開示に関する内閣府令』等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について](#)」（2023年12月22日）参照。

² 紙幅の関係上、本ニュースレターにおいては、有価証券報告書及び臨時報告書について解説します。

³ 本追加改正の詳細については、金融庁「[令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について](#)」（2024年3月27日）参照。

③の一定の事項について、臨時報告書の提出事由も追加されています。

1 有価証券報告書上の「重要な契約」の開示

(1) 企業・株主間のガバナンスに関する合意

- 提出会社と株主の間で、ガバナンスに影響を及ぼし得る合意^(※1)を含む契約を締結している場合、当該契約の概要や合意の目的及びガバナンスへの影響等を記載

(※1)(a)役員候補者指名権の合意、(b)議決権行使内容を拘束する合意、(c)事前承諾事項に関する合意

(2) 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意

- 提出会社の株主（大量保有報告書を提出した株主）との間で、株主保有株式の処分等に関する合意^(※2)を含む契約を締結している場合、当該契約の概要や合意の目的等を記載

(※2)(a)保有株式の譲渡等の禁止・制限の合意、(b)保有株式の買増しの禁止に関する合意、(c)株式の保有比率の維持の合意、(d)契約解消時の保有株式の売渡請求の合意

(3) ローン契約と社債に付される財務上の特約

- 提出会社が、財務上の特約等の付されたローン契約の締結又は社債の発行をしている場合であって、その残高が連結純資産額の10%以上である場合（同種の契約・社債はその負債の額を合算）、当該契約又は社債の概要及び財務上の特約の内容を記載

2 臨時報告書の提出事由の追加

(1) 上記 1(1)の合意を含む契約を締結した場合又は当該合意の内容に変更があった場合

(2) 上記 1(2)の合意を含む契約を締結した場合又は当該合意の内容に変更があった場合

(3) 財務上の特約の付されたローン契約の締結若しくは社債の発行をした場合（その元本又は発行額の総額が連結純資産額の10%以上の場合に限る）、当該財務上の特約に変更があった場合、又は財務上の特約に抵触した場合

※ 上利悟史ほか「重要な契約の開示に関する『企業内容等の開示に関する内閣府令』等の改正の解説」旬刊商事法務 2353号 5頁の図表を基に筆者らにおいて作成

(2) 適用開始時期

本改正に基づく開示が必要となる時期は、下記図表のとおりです。2024年4月1日以前に締結済みの契約については、契約の見直しや本改正に基づく開示への対応に一定の時間を要することに鑑み、猶予期間が与えられています⁴。例えば、3月決算会社の場合、2024年4月1日以降に締結する契約については2025年3月期の有価証券報告書から、2024年4月1日以前に締結済みの契約については2026年3月期の有価証券報告書から、それぞれ本改正に基づく開示を行う必要があります。

⁴ 上利悟史ほか「重要な契約の開示に関する『企業内容等の開示に関する内閣府令』等の改正の解説」旬刊商事法務 2353号 10頁。

	適用開始時期
有価証券報告書	<ul style="list-style-type: none"> 2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用開始 2024年4月1日以前に締結済みの契約については、2025年3月31日以前に開始する事業年度に係る有価証券報告書までは、その記載を省略可能
臨時報告書	<ul style="list-style-type: none"> 2025年4月1日以後に提出する臨時報告書から適用開始 2024年4月1日以前に締結済みの契約については、2026年3月31日までは臨時報告書の提出義務が免除

II 企業・株主間のガバナンスに関する合意

1. 改正内容（有価証券報告書における開示）

(1) 開示の対象となる合意

開示の対象は、提出会社とその株主（当該株主が提出会社の完全親会社である場合を除く）との間で締結された、概要、以下の合意を含む契約です（企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」といいます。）第三号様式記載上の注意（13）・同第二号様式記載上の注意（33）f）。提出会社がいわゆる持株会社のように「子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社」である場合は、その連結子会社と、当該提出会社の株主との間の契約についても開示の対象になります。

(a) 提出会社の役員について候補者を指名する権利を株主が有する旨の合意

(b) 株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意⁵

(c) 提出会社の株主総会又は取締役会で決議すべき事項について株主の事前の承諾を要する旨の合意

なお、上記の契約に該当する場合であっても、「重要性の乏しいもの」については開示の対象から除外されます。

(2) 開示の内容

前記(1)の合意内容を含む契約を締結している場合、提出会社は、契約の概要（締結年月日、契約の相手方の氏名又は名称、住所、合意の内容を含む）、合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程、当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）について具体的に開示する必要があります。このように、開示すべき事項は契約の「概要」であり、必ずしも契約内容の全てを開示する必要はなく、投資判断に対する重要

⁵ 「議決権の行使に制限を定める旨の合意」とは、株主による議決権行使に一定の制限や条件を付すような合意をいい、「株主総会の会社提案議案に賛成する旨の合意」や「特定議案について議決権を行使しない旨の合意」を含むとされています（「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（以下「パブリックコメント回答」といいます。）No.37）。

性に応じて、投資者の理解を損なわない程度に要約することも許容されています⁶。

2. 実務対応上のポイント

(1) 「合意」の該当性

開示の対象となる「合意」は、法的拘束力を有するものに限られています。そのため、法的拘束力を伴わない単なる口約束等は開示対象から除かれる一方、口頭の合意であっても、合意に至る経緯や合意の内容等の諸般の事情から法的拘束力を持つと認められる場合（例えば、提出会社側に諾否の自由が認められていない場合や、合意内容に反した場合に損害賠償等の法的責任を負うことが予定されている場合）には開示が必要となります⁷。

また、開示の対象となる事項について株主に対する事前の通知義務や、株主との間での事前の協議義務が定められているに留まる場合は開示対象となる合意には該当しませんが、その実態に照らして提出会社において株主の提案を拒否することが予定されていない場合や、事実上提出会社に最終決定権限が認められていない場合は、実質的な指名権や事前承諾権として、開示の対象となるとされています⁸。

グループ会社においては、社内規程や決裁基準等の名称で、子会社の役員の指名や経営上の意思決定について、親会社による何らかの関与を規定している場合があります。このような社内規程等について、それらが実質的にも法的拘束力を有しないものである場合には「合意」に該当しないものと考えられますが、これに違反した場合に経営上の意思決定が（内部的に）無効とされる等、当該規程に法的拘束力があると考えられる場合には、「合意」として開示対象になると考えられるとされています⁹。

このような考え方に照らせば、グループ会社間で社内規程等において役員指名や経営上の意思決定のプロセスに関する社内ルールを設けている場合には、開示が必要となる可能性のある事項が規定されていないかを確認し、必要に応じて実態に合わせた社内規程等の改定や本改正に基づく開示の要否を検討することが必要になるものと考えられます。

(2) 「推薦」する権利を有する場合の開示の要否

株主が役員を「推薦」する権利を有すると定められているに留まる場合、必ずしも提出会社の判断を拘束するものではないため開示の対象外となりますが、実質的に役員指名権の付与に該当すると考えられる場合には、開示の対象になるとされています¹⁰。パブリックコメント回答では、その一例として、株主が役員候補者となるべき人物に関する意見を述べ、これを受けて提出会社が当該人物を役員候補者として株主総会に提案するという仕組みが構築されている中で、株主に当該意見を述べる権利が与えられている場合が挙げら

⁶ パブリックコメント回答 No.18-20。当該回答においては、DWG 報告において、企業側の開示でガバナンス等に関する合意の具体的な内容が示されていない事例もみられたとの指摘もあることを踏まえ、投資者の投資判断や、投資家との建設的な対話に資する具体的な開示内容となるよう適切に検討することが期待されるとされています。

⁷ 上利ほか・前掲注(4) 6頁、パブリックコメント回答 No.6 等。

⁸ 上利ほか・前掲注(4) 7頁、パブリックコメント回答 No.6、29、40。

⁹ 上利ほか・前掲注(4) 10頁、パブリックコメント回答 No.7。

¹⁰ 上利ほか・前掲注(4) 6頁、パブリックコメント回答 No.27、28。

れています¹¹。ここでいう「株主が役員候補者となるべき人物に関する意見を述べ、これを受けて提出会社が当該人物を役員候補者として株主総会に提案するという仕組み」について、具体的にどのような場合を指すのかはパブリックコメント回答上明らかにされていませんが、形式的な社内手続の定められ方等を確認しつつ、併せて実態を踏まえた検討も求められるものと考えられます。

(3) 「重要性の乏しいもの」の該当性

前記 1(1)のとおり、「重要性の乏しい」合意については開示の対象外となります。「重要性の乏しいもの」の内容については、本改正の公表時点ではパブリックコメント回答においてその考え方等が示されていましたが¹²、本追加改正により開示ガイドラインでも明記されることとなりました（開示ガイドライン 5-17-6）。重要性の判断に当たっては、開示の対象となり得る契約における合意が、提出会社等のガバナンス若しくは支配権又は市場等に与える影響の程度や当該契約が通常の事業過程において締結されたものであるか否か等を考慮することとされ、例えば、少数株主を保護する必要性が乏しい場合や、合意の相手方が株主としての立場に基づかない場合、合意が提出会社等のガバナンスとは無関係なものである場合が挙げられています（開示ガイドライン 5-17-6①乃至③）。

(4) 秘密保持義務との関係

本改正に基づく開示の対象となる合意を含む契約を締結する際には、当事者間においては何らかの秘密保持義務を負っていることが通常であると思われませんが、パブリックコメント回答においては、法令上の開示の要請は当事者間の合意による秘密保持義務に優先することから、個別の契約において秘密保持条項が設けられていたとしても、法令に基づき当該契約の内容を開示することは秘密保持義務違反には当たらないとの考え方が示されています¹³。

なお、秘密保持義務違反に当たらないかどうかは個別の契約解釈によるものと考えられ、本改正に基づいてどこまで開示を行うかは各社の判断に委ねられているところ、法令に基づく開示をどの範囲で行うべきかを判断することが難しい場面が生じる可能性もあると思われれます。そのため、実務的には、締結済みの契約内容の開示に当たっては、秘密保持義務に違反しないことについて当事者間で事前に認識の共有を図っておく必要があるものと考えられます。また、今後締結予定の契約については、本改正に基づく開示が秘密保持義務違反に該当しないことを予め明示的に規定しておくことが望ましいものと考えられます。

3. 本追加改正の内容（臨時報告書における開示）

本追加改正により、前記 1 の企業・株主間のガバナンスに関する合意を含む契約について、当該契約を締結した場合又は当該合意の内容に変更（軽微なものを除く）があった場合には、臨時報告書の提出が必要となります（開示府令 19 条 2 項 12 号の 2）。

¹¹ パブリックコメント回答 No.27。

¹² パブリックコメント回答 No.13-16、17 等。

¹³ パブリックコメント回答 No.21、22。

Ⅲ 株主保有株式の処分・買増し等に関する合意

1. 改正内容

(1) 開示の対象となる合意（有価証券報告書における開示）

開示の対象となるのは、提出会社とその株主（当該株主が提出会社の完全親会社である場合を除く）との間で締結された、概要、以下の合意を含む契約であり、当該株主が大量保有報告書を提出している者であるときに限られます（開示府令第三号様式記載上の注意（13）・同第二号様式記載上の注意（33）g）。

- (a) 株主による株式の譲渡その他の処分について提出会社の事前の承諾を要する旨の合意
- (b) 株主が提出会社との間で定めた株式保有割合を超えて当該提出会社の株式を保有することを制限する旨の合意
- (c) 提出会社による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に当該株主がその株式保有割合に応じて当該株式を引き受けることができる旨の合意（株式の引受権を認める旨の合意）
- (d) 契約終了時に、提出会社が株主に対しその保有する提出会社の株式を当該提出会社（当該提出会社が指定する者を含む）に売り渡すことを請求することができる旨の合意（保有株式の売渡請求権を認める旨の合意）

なお、前記Ⅱ1(1)と同様、上記の契約に該当する場合であっても、「重要性の乏しいもの」については開示の対象から除外されます。

(2) 開示の内容

前記(1)の契約を締結している場合、提出会社は、契約の概要（締結年月日、契約の相手方の氏名又は名称、住所、合意の内容を含む）、合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程について具体的に開示する必要があります。

「合意」の該当性に関する考え方については、前記Ⅱ2(1)と同様です。

2. 実務対応上のポイント

(1) 「株主」の範囲

前記1(1)のとおり、開示の対象となる株主保有株式の処分・買増しに関する合意は、大量保有報告書を提出している株主との間で締結したものに限定されています。これは、合意の相手方である株主の株式保有割合に応じて市場に与える重要度の大きさも異なると考えられるためです¹⁴。

大量保有報告書上の共同保有者については、その資本関係や人的関係等に照らし、相互に一体となって提出会社の経営等に影響を及ぼし得る立場にあることを踏まえ、仮に合意が当該共同保有者のうちの一部の株

¹⁴ 上利ほか・前掲注（4）7頁。

主との間のみでしか行われておらず、当該株主単独では持分が 5%以下となっている場合であっても、当該合意は開示の対象になるものとされています。もっとも、提出会社との間で合意を締結していない共同保有者については、「契約の相手方」として開示をする必要はありません¹⁵。

(2) 「重要性の乏しいもの」の該当性

開示の対象外となる「重要性の乏しい」合意の該当性については、前記Ⅱ2(3)のとおりです。

「重要性の乏しい」合意の具体的内容を示している開示ガイドライン 5-17-6④では、特に株主保有株式の処分・買増し等に関する合意を締結する場合に、インサイダー取引規制上の重要事実に関連して締結されたものであり、当該合意が、未公表の重要事実に関する交渉又は検討に係る期間を踏まえて一定の期間に限り有効なものである場合には、「重要性の乏しい」合意に該当するものとされています。

実務上、M&A 等の検討・協議の場面では、前記 1(1)(b)に該当するいわゆる standstill 条項を含む秘密保持契約等を締結する場合がありますが、こうした合意については、通常「重要性の乏しい」合意として開示の対象外となるものと考えられます。

3. 本追加改正の内容（臨時報告書における開示）

本追加改正により、前記 1 の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意を含む契約について、当該契約を締結した場合又は当該合意の内容に変更（軽微なものを除く）があった場合には、臨時報告書の提出が必要となります（開示府令 19 条 2 項 12 号の 3）。

IV 財務上の特約

1. 改正内容

(1) 有価証券報告書における開示

提出会社が「財務上の特約」その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約を締結し又は社債を発行した場合であって、当該金銭消費貸借契約に係る債務又は当該社債の期末残高が提出会社の（連結）純資産額の 10%以上である場合には、開示の対象となります（開示府令第三号様式記載上の注意（13）・同第二号様式記載上の注意（33）h）。また、提出会社の連結子会社がこれらの契約又は社債を発行している場合も同様です。

有価証券報告書上の開示に当たっては、後記(2)の臨時報告書上の開示とは異なり、複数の金銭消費貸借契約又は社債の「同種の特約」について、各金銭消費貸借契約の債務又は社債に係る期末残高を合計して算出する必要があります。「同種の特約」とは、貸し手の異同を問わず、基準となる財務指標及びその値が同一

¹⁵ パブリックコメント回答 No.48-49。

であるものを指しますが¹⁶、基準となる財務指標又はその値が異なる場合であっても、その差異の内容及び程度に照らして実質的に同種と認められるものについては、これを「同種の特約」として取り扱うことができます（開示ガイドライン 5-17-7）。

この場合、提出会社は、財務上の特約の内容¹⁷、契約締結（社債発行）の年月日、当該契約（社債）の期末残高、弁済期限（償還期限）、当該契約（社債）に付された担保の内容¹⁸、及び契約における相手方の属性¹⁹を開示する必要があります。

(2) 臨時報告書における開示

提出会社が「財務上の特約」が付された金銭消費貸借契約を締結し又は社債を発行した場合であって、当該金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が提出会社の最近事業年度末日における（連結）純資産額の 10%以上である場合で、以下の提出事由が生じた場合は臨時報告書の提出が必要となります（開示府令 19 条 2 項 12 号の 4 及び同 12 号の 5）。

- (a) 金銭消費貸借契約の締結又は社債の発行（既に締結済みの契約又は発行済みの社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む）
- (b) 金銭消費貸借契約の弁済期限又は社債の償還期限の変更
- (c) 金銭消費貸借契約又は社債に付された財務上の特約の内容の変更（軽微なものを除く）
- (d) 金銭消費貸借契約又は社債に付された財務上の特約に定める事由の発生

この場合、提出会社は、財務上の特約の内容、契約締結（社債発行）の年月日、当該契約（社債）の元本額（発行価額）、弁済期限（償還期限）、当該契約（社債）に付された担保の内容、契約における相手方の属性、及び変更の内容等を開示する必要があります。

2. 実務対応上のポイント

(1) 開示が必要となる金銭消費貸借契約及び社債の該当性

本改正により、「財務上の特約」は、提出会社の財務指標が予め定めた基準を維持することができない事由が生じたことを条件として当該提出会社が期限の利益を喪失する旨の特約、と定義されました（開示府令 19 条 2 項 12 号の 4 柱書）。

純資産額維持や利益維持等、財務指標の維持を目的としその抵触時の効果が期限の利益を喪失するものについては「財務上の特約」に該当する一方、財務指標の維持を目的とするものではない、配当制限や担保提

¹⁶ 金銭消費貸借契約等に付された財務上の特約全てが一致していなくとも、特定の財務指標に係る特約が一致している場合には、「同種の特約」としてこれを合算する必要があるとされています（パブリックコメント回答 No.125-126）。

¹⁷ 「財務上の特約の内容」は、抵触事由の基準となる財務指標の内容やその値、財務上の特約に抵触した際の効果等を記載することが想定されています（パブリックコメント回答 No.96）。

¹⁸ 「担保の内容」は、財務諸表における担保付資産の注記等を参考に具体的な記載を行うことが想定されています（パブリックコメント回答 No.96）。

¹⁹ 「相手方の属性」の具体的な記載方法は、「個人」や「事業会社」のほか、金融機関については金融庁のホームページに掲載されている免許の区分に応じ、都市銀行、地方銀行、協同組織金融機関等といった記載を行うことが想定されています（パブリックコメント回答 No.94-95）。

供制限といった財務制限条項やレポーティング・コベナンツそれ自体については、「財務上の特約」に該当しないとされています²⁰。もっとも、「財務上の特約」に該当しないような特約であっても、会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性²¹のある特約に該当する場合は、有価証券報告書において開示をする必要はある点には留意が必要です。

また、「金銭消費貸借契約」には、特定融資枠契約（いわゆる「コミットメントライン契約」）は含まれません（開示ガイドライン 5-17-2）。コミットメントライン契約に基づいて具体的な金銭消費貸借契約が成立し、その額が上記基準を上回った時点で、臨時報告書の提出義務が生じることとなります²²。

前記 1 の基準の算定に関しては、ノンリコース・ローンのように、特定の資産の全部又は一部及び当該資産から生じる収益のみを返済原資とし、当該資産及び当該収益以外の収益に遡及しない旨の合意がある金銭消費貸借契約については、その元本額が前記基準を上回る場合であっても、当該資産又は収益の評価額等に照らして「想定される損失の額」が、当該基準を下回ることが明らかである場合には、開示は不要となります（開示ガイドライン 5-17-3）。

(2) 財務上の特約の抵触時

前記 1(2)のとおり、財務上の特約に定める事由の発生（財務上の特約の抵触）があった場合は、臨時報告書を提出する必要があります。財務上の特約に抵触する場合であっても、その金銭消費貸借契約の内容又は社債の条件において、特定の財務指標が予め定めた基準を維持することができなかった場合に直ちに期限の利益を喪失しないような措置（例えば、相手方との間で期限の利益を喪失させるか否かについての協議を行うこと）が予定されている場合には、当該措置が不奏功となることが決定されたことをもって、財務上の特約に定める事由に該当することとなります（開示ガイドライン 5-17-5）。

他方で、上記のように金銭消費貸借契約の内容等において予め定めている場合を除き、財務上の特約への抵触があった際に、その対応策が確定しないことを理由として臨時報告書を提出しないことは認められていません。この点に関して、パブリックコメント回答では、基準に抵触したか否かは、財務指標の確定値をもって判断すれば足りることから、当該財務指標の速報値が判明した時点で当事者間で協議等を行うことで、臨時報告書の提出義務が発生する時点までに可能な限り対応策を確定し得るといった対応をとることもできるとの考え方が示されています²³。もっとも、債権者が複数存在する場合等、実際上は当事者の協議等に時間を要する場面もあり得るものと思われるところ、締結済みの契約も含めて、開示対象となり得る個々の契約について、具体的にどのような場合に財務上の特約に抵触するのかを確認しておく必要があると思われます。

²⁰ パブリックコメント回答 No.72 等。

²¹ 「重要な影響を及ぼす可能性」の有無については、基準となる指標や抵触の際の効果、特約に定める事由が発生する蓋然性等が考慮要素となること（パブリックコメント回答 No.64-65）、例えば、内部留保率等のように、必ずしも財務指標とはいえないものの、会社の経営状況と密接に関連する指標が基準とされている特約であって、当該特約の付された金銭消費貸借契約又は社債の残高が基準に近似する値である場合には、「重要な影響を及ぼす可能性」のある特約として、これを開示することが考えられるとされています（上利ほか・前掲注（4）9頁）。

²² 上利ほか・前掲注（4）11頁。

²³ パブリックコメント回答 No.112-113。

V 本改正及び本追加改正の実務への影響

本改正及び本追加改正に基づく開示が必要となるまでにはまだ若干の時間があるものの、締結済みの契約についても関連する規定内容を確認し、開示の要否及び開示が必要と考えられる場合にはその内容を検討し、必要に応じて契約の相手方との協議等を行う必要があるものと考えられます。特に規模の大きな企業グループにおいては子会社における契約や社内規程等も含めて確認を行う必要があるところ、こうした確認及び検討には相当の時間を要するものと思われます。

また、臨時報告書の提出については、場合によっては関連する案件のスケジュールにも影響が生じてしまう可能性が想定されるため、本改正及び本追加改正の内容をよく理解して事前に対応策を検討しておくことが肝要です。

本改正に当たって、金融庁は、2024年3月8日に「記述情報の開示の好事例集 2023」を更新しており、その中で「経営上の重要な契約等」に関する開示の好事例が新たに追加されています。当該好事例集は定期的な更新が予定されていますが、開示の範囲や具体的内容については、このような好事例も参考にしつつ、各社において契約内容や運用の実態等に照らして具体的に検討することが必要となります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com